個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

(あっせん)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前

第4条 個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第6条|第4条 個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第6条 の労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 (昭和23年法律第257号)第26条第1項の特定独立行政法人等とその職員と の間に発生した紛争を除く。以下同じ。)の当事者(以下「紛争当事者」 という。)の双方又は一方は、書面をもって、知事に対して当該個別労働 関係紛争の解決を個別労働関係紛争あっせん員(以下「あっせん員」とい う。)のあっせんに付することを申請することができる。

2 · 3 「略]

(適用除外)

第9条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項 第9条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項 の船員及び同項の船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員 については、適用しない。ただし、特定独立行政法人等の労働関係に関す る法律第2条第4号の職員、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15 条第1項の企業職員並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27年法律第289号) 附則第5項の規定により同法(第17条を除く。)及び地 方公営企業法第37条から第39条までの規定が準用される一般職に属する地 方公務員の勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りで ない。

(あっせん)

の労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号) 第26条第1項の特定独立行政法人とその職員との間 に発生した紛争を除く。以下同じ。)の当事者(以下「紛争当事者」とい う。) の双方又は一方は、書面をもって、知事に対して当該個別労働関係 紛争の解決を個別労働関係紛争あっせん員(以下「あっせん員」という。)のあっせんに付することを申請することができる。

改正後

2 • 3 「略]

(適用除外)

の船員及び同項の船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員 については、適用しない。ただし、特定独立行政法人の労働関係に関する 法律第2条第2号の職員、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条 第1項の企業職員、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第47条の 職員並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定により同法(第17条を除く。)及び地方公営企業法第 37条から第39条までの規定が準用される一般職に属する地方公務員の勤務 条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。